

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料免除申請・学生納付特例申請の臨時特例措置の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置が延長され、令和3年度についても申請が可能です。

免除の対象となる方

次の①・②いずれにも該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
 - ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込み額(※¹～※³)が、国民年金保険料免除基準相当(※⁴、※⁵)になることが見込まれる方
- ※¹令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月)における所得額を12か月分に換算し、見込み経費等を控除し算出します。
- ※²令和元年度及び令和2年度申請分は、令和2年2月から令和3年7月までの期間で任意の月を用いて算出します。
- ※³令和3年度申請分は、令和2年2月以降の任意の月を用いて算出します。
- ※⁴所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。
- ※⁵免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。

申請の対象となる期間

令和元年度分として、令和2年2月分から令和2年6月分まで
令和2年度分として、令和2年7月分から令和3年6月分まで
令和3年度分として、令和3年7月分から令和4年6月分まで

申請に必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

学生納付特例の対象となる学生

次の①・②いずれにも該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
 - ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込み額(※¹～※³)が、国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる方
- ※¹令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12ヶ月分に換算し、見込み額の経費等を控除し算出します。
- ※²令和元年度及び令和2年度申請分は、令和2年2月から令和3年4月までの期間で任意の月を用いて算出します。
- ※³令和3年度申請分は、令和2年2月以降の任意の月を用いて算出します。

申請の対象となる期間

令和元年度分として、令和2年2月分から令和2年3月分まで
令和2年度分として、令和2年4月分から令和3年3月分まで
令和3年度分として、令和3年4月分から令和4年3月分まで

申請に必要なもの

- ①国民年金保険料学生納付特例申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
- ③在学期間が分かる学生証の写し(裏面に有効期限・学年・入学年月日の記載がある場合は裏面の写しを含む)または在学証明書原本

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
中村年金事務所 ☎453・7200
保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555